公示第55号

# 公　　示

令和8年10月定期海技士国家試験（航海・機関）の総合合格者を下記のとおり公示する。

令和8年11月27日

内閣府沖縄総合事務局長

記

（航　海）

| 種　　別 | 受　験　番　号 |
|---|---|
| 一 級 海 技 士 （ 航 海 ） | 1006、1009　以上2名 |
| 二 級 海 技 士 （ 航 海 ） | 1110　以上1名 |
| 三 級 海 技 士 （ 航 海 ） | 1316、1324、1325　以上3名 |
| 四 級 海 技 士 （ 航 海 ） | 1501、1504、1542、1548、1549　以上5名 |
| 五 級 海 技 士 （ 航 海 ） | 1702、1707　以上2名 |

（機　関）

| 種　　別 | 受　験　番　号 |
|---|---|
| 一 級 海 技 士 （ 機 関 ） | 1001　以上1名 |
| 二 級 海 技 士 （ 機 関 ） | 該当者なし |
| 内燃機関二級海技士（機関） | 該当者なし |
| 三 級 海 技 士 （ 機 関 ） | 1312　以上1名 |
| 内燃機関三級海技士（機関） | 3303　以上1名 |
| 内燃機関四級海技士（機関） | 3504、3516、3517、3520　以上4名 |
| 内燃機関五級海技士（機関） | 3701、3704、3705　以上3名 |

※受験者がいない種別については、掲載省略。

（注）　1. 試験合格者は1年以内に海技免許申請をしなければ無効となるので留意されたい。
（船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第3項）

2. 試験合格者は海技免許の申請に先立って海技免許講習を受講しなければならない。
（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第3条の2）

3. 詳細については、沖縄総合事務局運輸部船舶船員課海技資格係まで問い合わせること。
（TEL：098－866－0031　内線85325、85329）